

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6640562号
(P6640562)

(45) 発行日 令和2年2月5日(2020.2.5)

(24) 登録日 令和2年1月7日(2020.1.7)

(51) Int.Cl.

F 1

A 6 1 F 5/445 (2006.01)
A 6 1 F 5/441 (2006.01)A 6 1 F 5/445
A 6 1 F 5/441

請求項の数 15 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2015-555788 (P2015-555788)
(86) (22) 出願日	平成26年1月28日(2014.1.28)
(65) 公表番号	特表2016-504952 (P2016-504952A)
(43) 公表日	平成28年2月18日(2016.2.18)
(86) 國際出願番号	PCT/GB2014/050212
(87) 國際公開番号	W02014/118518
(87) 國際公開日	平成26年8月7日(2014.8.7)
審査請求日	平成28年10月24日(2016.10.24)
審判番号	不服2018-12132 (P2018-12132/J1)
審判請求日	平成30年9月10日(2018.9.10)
(31) 優先権主張番号	1301858.5
(32) 優先日	平成25年2月1日(2013.2.1)
(33) 優先権主張国・地域又は機関	英國(GB)

(73) 特許権者	510174727 ソルツ ヘルスケア リミテッド イギリス ビー7 4エーエー ウエスト ミッドランズ バーミンガム アストン リチャード ストリート
(74) 代理人	110001243 特許業務法人 谷・阿部特許事務所
(72) 発明者	ピーター アージェント イギリス ビー7 4エーエー ウエスト ミッドランズ バーミンガム アストン リチャード ストリート ソルツ ヘル スケア リミテッド内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】オストミー器具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

オストミー器具において、
それらの周縁部またはその周縁部の近傍で相互に接続する第1および第2の壁であって、前記第1の壁がストーマ受け開口部を有する、第1および第2の壁と、
前記第1の壁と前記第2の壁との間に規定された排泄物収集空間と、
を有し、前記ストーマ受け開口部の反対側の前記第2の壁の上側部分の全体は透明であり、これによって前記ストーマ受け開口部を見ることができる観察部分を提供し、前記第2の壁の下側部分の全体は不透明であり、前記第2の壁の前記上側部分と前記下側部分は、互いに接続された別個の柔軟なシートであることを特徴とするオストミー器具。

10

【請求項 2】

前記接続は、前記オストミー器具を横断して横方向に延在することを特徴とする請求項1に記載のオストミー器具。

【請求項 3】

前記オストミー器具は、その底部に位置する、前記排泄物収集空間を空にすることを可能とする出口を含むことを特徴とする請求項1または2に記載のオストミー器具。

【請求項 4】

前記オストミー器具は、前記ストーマ受け開口部を見ることができる観察部分として、前記第2の壁の上側部分に設けられた開口部と該開口部を閉じる透明な追加の壁を含むことを特徴とする請求項1ないし3のいずれかに記載のオストミー器具。

20

【請求項 5】

前記排泄物収集空間から、前記第2の壁と、前記追加の壁と、を通り、大気に至るまで、気体流路が設けられていることを特徴とする請求項4に記載のオストミー器具。

【請求項 6】

前記気体流路は、前記第2の壁と、前記追加の壁のそれぞれに開口を含むことを特徴とする請求項5に記載のオストミー器具。

【請求項 7】

前記追加の壁の前記開口は、フィルタを含み、またはフィルタによって覆われていることを特徴とする請求項6に記載のオストミー器具。

【請求項 8】

10

オストミー器具において、

それらの周縁部またはその周縁部の近傍で相互に接続する第1および第2の壁であって
、前記第1の壁がストーマ受け開口部を有する、第1および第2の壁と、

前記第1の壁と前記第2の壁との間に規定された排泄物収集空間と、
を有し、

前記オストミー器具は、さらに、1つまたはそれ以上の気体フィルタを支持する気体フィルタアセンブリを有し、前記気体フィルタアセンブリは、シートの端部を折り曲げて形成された気体フィルタ室を含み、前記気体フィルタアセンブリが、前記第2の壁の一体部分を形成して前記第2の壁の上側部分と下側部分との間に配置され、接続され、これにより、前記ストーマ受け開口部の反対側の前記第2の壁の、前記気体フィルタアセンブリより上側部分の全体は透明であり、これによって前記ストーマ受け開口部を見ることができる観察部分を提供し、前記第2の壁の、前記気体フィルタアセンブリおよび前記気体フィルタアセンブリより下側部分の全体は不透明であり、前記第2の壁の前記上側部分と前記下側部分は、別個の柔軟なシートであり、前記気体フィルタアセンブリが前記第2の壁の前記観察部分に接続されることを特徴とするオストミー器具。

20

【請求項 9】

前記気体フィルタアセンブリは、前記第2の壁の前記観察部分に接続されることにより、前記第2の壁と一体化されることを特徴とする請求項8に記載のオストミー器具。

【請求項 10】

30

前記気体フィルタアセンブリは、2つの前記気体フィルタ室を規定し、それぞれの気体フィルタ室は、少なくとも1つの気体フィルタを含むことを特徴とする請求項8または9に記載のオストミー器具。

【請求項 11】

前記2つの気体フィルタ室は、互いに離間されていることを特徴とする請求項10に記載のオストミー器具。

【請求項 12】

前記気体フィルタアセンブリは、単一のシートの材料から製造され、それぞれの気体フィルタ室は前記シートの折り曲げ部によって規定されることを特徴とする請求項8ないし11のいずれかに記載のオストミー器具。

【請求項 13】

40

それぞれの前記折り曲げ部は、前記気体フィルタアセンブリの中央領域に向かって折り曲げられることを特徴とする請求項12に記載のオストミー器具。

【請求項 14】

それぞれの前記折り曲げ部の離隔端部は、前記シートの他の部分に接続され前記気体フィルタ室を形成することを特徴とする請求項13に記載のオストミー器具。

【請求項 15】

前記離隔端部は、所定の位置で熱溶着されることを特徴とする請求項14に記載のオストミー器具。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

50

【0001】

本発明は、人の排泄物を収集するためのオストミー器具に関する。本発明は、排出可能なオストミー器具と排出が不可能なオストミー器具に利用できると理解すべきものである。本発明は、ワンピースオストミー器具およびツーピースオストミー器具の両方に適用可能なものである。

【発明の概要】**【課題を解決するための手段】****【0002】**

本発明の第1の形態によれば、オストミー器具において、それらの周縁部またはその周縁部の近傍で相互に接続する第1および第2の壁であって、前記第1の壁がストーマ受け開口部を有する、第1および第2の壁と、前記第1の壁と前記第2の壁との間に規定された排泄物収集空間と、を有し、前記第2の壁は、前記ストーマ受け開口部を見ることができる観察部分を含むオストミー器具が提供される。10

【0003】

本発明の第一の実施形態のさらなる特徴は、本明細書に添付の特許請求の範囲における請求項1から請求項16に記載されている。

【図面の簡単な説明】**【0004】**

本発明の実施形態を、添付の図面を参照して单なる一例として説明する。

【図1】本発明によるオストミー器具の第1実施形態の背面図である。20

【図2】本発明によるオストミー器具の第1の実施形態の正面図である。

【図3】図1の平面D-Dを通る断面図である。

【図4】図1の平面C-Cを通る断面図である。

【図5】本発明によるオストミー器具の第2の実施形態の背面図である。

【図6】本発明によるオストミー器具の第2の実施形態の正面図である。

【図7】図5の平面B-Bを通る断面図である。

【図8】図5の平面A-Aを通る断面図である。

【図9】本発明の第2実施形態の構成部品の平面図である。

【図10】図9に示した構成部品の側面図であり、製造の進行段階を示している。

【図11】図9に示した構成部品の側面図であり、製造の進行段階を示している。30

【図12】図9に示した構成部品の側面図であり、製造の進行段階を示している。

【発明を実施するための形態】**【0005】**

図1、図2、図3及び図4を、先ず参照すると、これらの図は、符号10で示される、本発明によるオストミー器具の第1の実施形態を示している。オストミー器具10の一般的な構造は、この技術分野で周知のものと同様であり、その意味で、オストミー器具10は、第1の壁12および第2の壁14を含み、これらの壁は、それ壁の周縁部またはその近傍で、例えば、熱溶着または接着剤を用いて相互に接続されている。壁12、14は、以下で特定する部分以外は不透明である。図に示されるオストミー器具は排出可能な器具であり、それは、その中身を壁12、14との間の開口部11を介して出すことができることを意味している。40

【0006】

第1の壁12は、ストーマ受け開口部16を有しており、一般的には円形であるフランジ18に接続されており、このフランジ18は親水コロイド材料によって製造され、それによって、器具10をユーザの開口部の周囲でユーザに接着することができる。第1の壁12及び第2の壁14は、(図4にさらに明確に示されるように)排泄物を集めるための空間を規定する。

【0007】

本発明によるオストミー器具10は、有利には、その第2の壁14に観察部分20を含み、この観察部分を介してストーマ受け開口16、ひいては開口部を、ユーザが観察する50

ことができる。ユーザが少なくともストーマ受け開口部16の重要な部分を観察することが可能であるかぎり他の多くの形態をとることができると、本実施形態では、観察部分20は、ほぼ円形である。

【0008】

本発明では、観察部分は、一般にストーマ受け開口部16の反対側の第2の壁14の上部の透明部分である。より詳しくは、図1、図3および図4に示されるように、第2の壁14は、その上部の領域に、それを介してストーマ受け開口部を見る能够な観察部20を規定する開口部22を含む。開口部22は、透明な追加の壁24によって閉じられており、その壁は第2の壁14の外面に、その周縁部13またはその周縁部の近傍で、かつ開口部22の周りで、直線状の接続領域25によって、(例えば、さらなる熱溶接又は接着剤によって)接続されている。10

【0009】

図1に最もよく示されるように、器具10は、二つのフィルタ30を含み、これらのフィルタによって、壁14と壁24との間の空間から気体が大気に流出することが可能となる。それぞれの気体フィルタ30は、壁24の内部に面する面上に配置され、壁24の開口部(例えば、スリット)31に隣接して付着される。図1から分かるように、器具10はまた、一対の大気流路開口部32を含み、これらのそれぞれは、壁14の上方の領域に配置され(すなわち、壁24によって覆われて)、(壁12と壁14との間の)主排泄物収集空間と、壁14と壁24との間の空間との間の大気流路を形成するのに用いられる。20

【0010】

図5～図8を参照すると、これらの図は、本発明によるオストミー器具10'の第2の実施の形態を示している。第1の実施形態と同様の要素は、ダッシュ(‘)記号を付した同じ参照番号が付与されており、これらについては、本実施形態に関連してさらに詳細な説明はしない。20

【0011】

本実施形態は、観察部分20'と気体フィルタ30'の、配置および構造が第1実施形態と異なる。観察部分20'は円形の部分というよりも、本実施形態では、第2の壁14'の上側部分14'bである。壁14'のこのD字形状部分14'bは透明であり、それによって、ユーザがストーマ受け開口部16'を見ることが可能となる。壁14'のその他の部分は、全体の壁12のように不透明である。30

【0012】

オストミー器具10'では、気体フィルタ30'は、気体フィルタアセンブリ40'の一部として設けられ、このアセンブリは本例では第2の壁14'の一体部分を形成している。換言すれば、気体フィルタアセンブリ40'は、第2の壁14'の、上側部分14'bと下側部分14'aとの間に接続され、配置される。気体フィルタアセンブリ40'は、従って、観察部分20'に接続されている。

【0013】

気体フィルタアセンブリ40'は、本例では、2つの気体フィルタ室を規定し、それぞれのフィルタ室は1つ気体フィルタ30'を含むものである。しかし、より少ないまたはより多い気体フィルタ室を設けることができ、また、各チャンバ内の気体フィルタの数が複数であってもよいことが、理解されるべきである。本実施形態では、以下で明らかになるように、気体フィルタ室は、壁29'の一部によって相互に離間されている。40

【0014】

図9～図12を参照すると、これらの図は、気体フィルタアセンブリ40'を、平面図(図9)で、また、それによって製造進行段階(図10～図12)で示している。図9から分かるように、気体アセンブリ40'は、(液体および気体に対して不透過性でなければならない、器具10の壁に使用される材料と同一または同様の材料の)材料片またはシートであり、一般に長方形である。それぞれの気体室は、シートの折り曲げられた端部41'によって規定される。中央壁部29の両側には、折り曲げられた端部41'が折り曲げられるシートの一部が位置する。このシートの部分は、この例では、通気膜33'で覆50

われた気体流路 32' を含む。図 11 および図 12 から分かるように、シートの隔たった部分 41' が中央壁部 29 に向かって折り曲げられ、これらは、リニア接続区域 27' でシートの他の部分に付着される。これにより、図 12 に示されるように、体フィルタアセンブリ 40' が、壁部 29 によって互いに離間された一対の気体フィルタ室を含むことができる。この構成要素は、次いで、第 2 の壁 14' の上部の透明部分 14'b に横方向の溶着ライン 26 で接続し、また、壁 14' の下部の透明部分 14'a にリニア溶着ライン 26' で接続する。気体フィルタアセンブリ 40' は、このように、廃棄気体が気体室を通って（壁 12' と壁 14' の間の）主空間から大気に出ることを可能としつつ、第 2 の壁 14' の一体の部分となる。

【0015】

10

なお、上記第 2 実施形態の特徴のいずれも、本発明の範囲を逸脱することなく、第一実施形態に組み込むことができ、また、その逆が可能であることが理解されるであろう。

【0016】

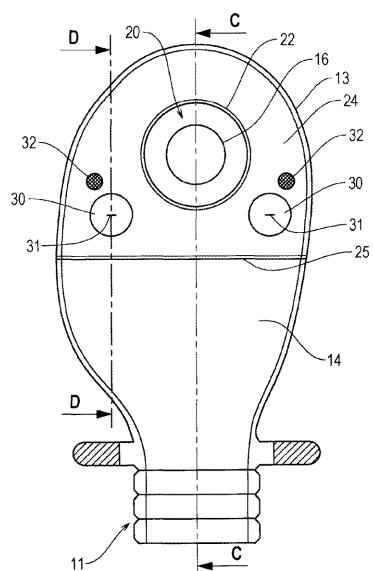
本明細書および特許請求の範囲において使用されるとき、用語に関して「含む」と「含んでいる」およびその変形は、特定の特徴、工程、または完全なものが含まれることを意味する。用語は、他の特徴、工程または構成要素の存在を除外するものと解釈されるべきではない。

【0017】

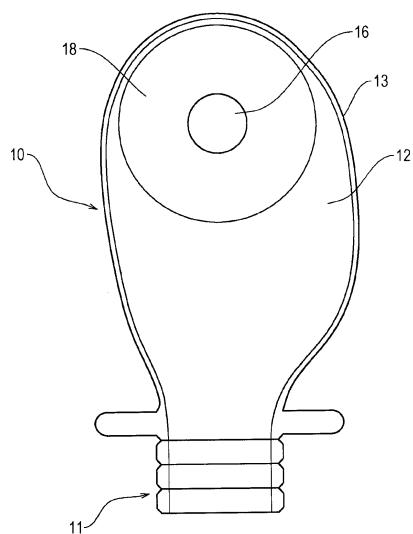
上述の説明に開示されている特徴、または以下の特許請求の範囲、または添付の図面は、それらの特定の形態で、または、開示された機能を実行する手段という観点で、または適宜、開示された結果を達成するための方法またはプロセスとして、表現されるものであり、個別に、またはそのような特徴の任意の組み合わせで、その多様な形態で本発明を実現するために利用されるものである。

20

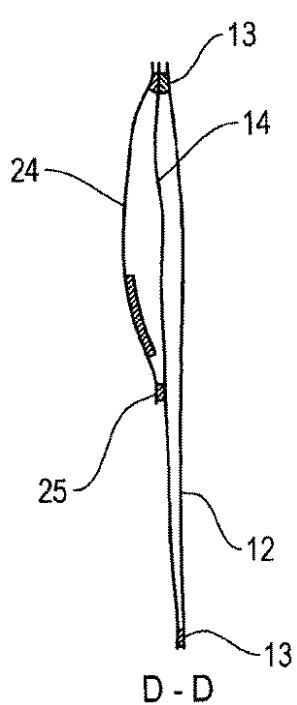
【図 1】



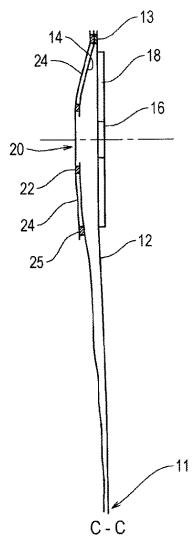
【図 2】



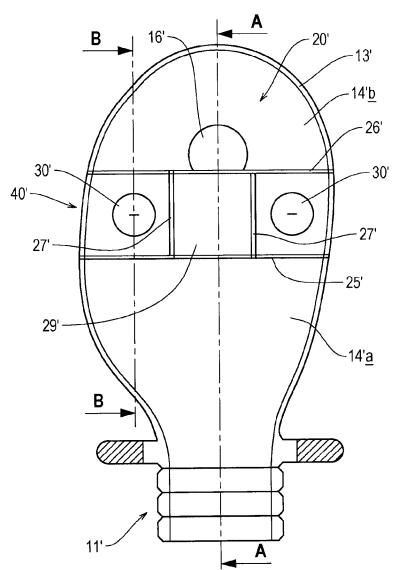
【図3】



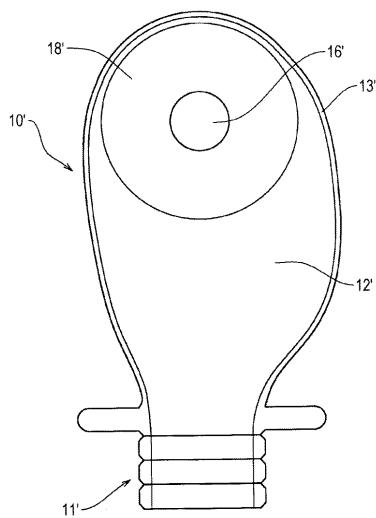
【図4】



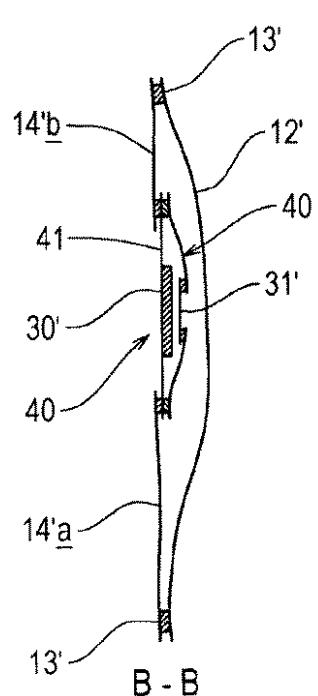
【図5】



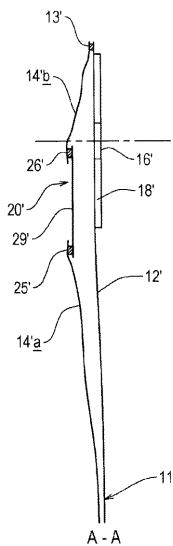
【図6】



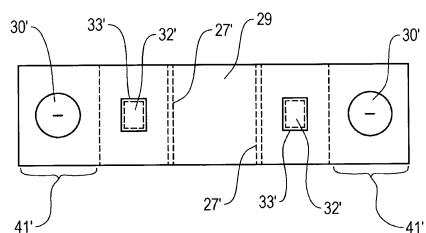
【図7】



【図8】



【図9】



【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 ネイル ウィルシャー

イギリス ピー7 4エーエー ウエスト ミッドランズ バーミンガム アストン リチャード
ストリート ソルツ ヘルスケア リミテッド内

合議体

審判長 氏原 康宏

審判官 出口 昌哉

審判官 島田 信一

(56)参考文献 国際公開第2011/150936 (WO, A1)

米国特許第4319571 (U.S., A)

米国特許第3570490 (U.S., A)

米国特許出願公開第2008/0269699 (U.S., A1)

特開平9-192155 (J.P., A)

特表2009-537262 (J.P., A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61F 5/445